告　示

○法務省告示第三百九号

さいたま市浦和区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十一年七月六日

法務大臣　森　英介

埼玉県浦和市仲町四丁目二十八番地　根岸　彪

○外務省告示第三百六十号

平成二十一年六月十八日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年七月六日

外務大臣　中曽根弘文

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

Ⅰ

1　百四十六億八百万円（一四、六〇八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅰ」という。）が、農業支援政策金融計画（以下「計画Ⅰ」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン土地銀行（以下「借入人Ⅰ」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款Ⅰは、借入人ⅠとＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅰの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、計画Ⅰ（中小企業に係る部分を除く。）については、十年の据置期間の後二十年、計画Ⅰの中小企業に係る部分については十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、計画Ⅰ（中小企業に係る部分を除く。）については年一・四パーセント、計画Ⅰの中小企業に係る部分については年〇・六五パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款Ⅰの一部が計画Ⅰのコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画Ⅰの実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款Ⅰは、計画Ⅰに基づき借入人Ⅰが最終借入人に対して既に行ったか又は行う融資に充てるために使用に供される。

Ⅱ

1　三百三億八千万円（三〇、三八〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅱ」という。）が、物流インフラ開発計画（以下「計画Ⅱ」という。）を実施することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、フィリピン開発銀行（以下「借入人Ⅱ」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款Ⅱは、借入人ⅡとＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅱの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款Ⅱの一部が計画Ⅱのコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画Ⅱの実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)に規定する借款契約の発効の日の後七年とする。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款Ⅱは、計画Ⅱに基づき借入人Ⅱが最終借入人に対して既に行ったか又は行う融資に充てるために使用に供される。

Ⅲ

1　(1)　借款Ⅰ及び借款Ⅱ（以下合わせて「借款」という。）の一部は、それぞれ借入人Ⅰ及び借入人Ⅱが調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画Ⅰ及び計画Ⅱ（以下合わせて「計画」という。）の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

2　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、フィリピン共和国政府によって保証される。

3　フィリピン共和国政府は、1(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

4　フィリピン共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

5　1(1)に規定する役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

6　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対し又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、コンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に必要な役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、コンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(d)　コンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、次の措置をとる。

フィリピン共和国政府は、借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保及び維持することを確保するための適当な措置

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されることを確保するために必要な措置

8　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗（ちょく）状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の実施の進捗（ちょく）状況を随時検討し、必要に応じ、その円滑かつ効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

9　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年六月十八日に東京で

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使　桂誠

フィリピン共和国

外務長官　アルベルト・ロムロ閣下